



平成 27 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 **アンリツ株式会社**  
代表者名 代表取締役社長 橋 本 裕 一  
(コード番号 6754 東証第一部)  
問合せ先 取締役 常務執行役員 谷 合 俊 澄  
(TEL 046-296-6507)

### 業績連動型株式報酬制度の詳細決定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 27 日開催の取締役会において、当社取締役ならびに執行役員および理事に対し信託を用いた新たなインセンティブ・プランとして業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といい、本制度に関して三井住友信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することを決議し、取締役に対する本制度の導入については、当該決議に基づく平成 27 年 6 月 25 日開催の第 89 期定時株主総会において、本制度導入に係る議案が承認されておりますが、本日開催の取締役会において、当社取締役ならびに執行役員および理事に対する本制度の詳細について決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本信託について

- (1) 名称：役員向け株式交付信託
- (2) 委託者：当社
- (3) 受託者：三井住友信託銀行株式会社
- (4) 受益者：取締役（社外取締役および監査等委員であるものを除く。）ならびに執行役員および理事のうち、株式交付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定であります。
- (6) 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (7) 本信託契約の締結日：平成 27 年 8 月 7 日
- (8) 金銭を信託する日：平成 27 年 8 月 7 日
- (9) 信託の期間：平成 27 年 8 月 7 日～平成 30 年 7 月末日

#### 2. 本信託における当社株式の取得内容

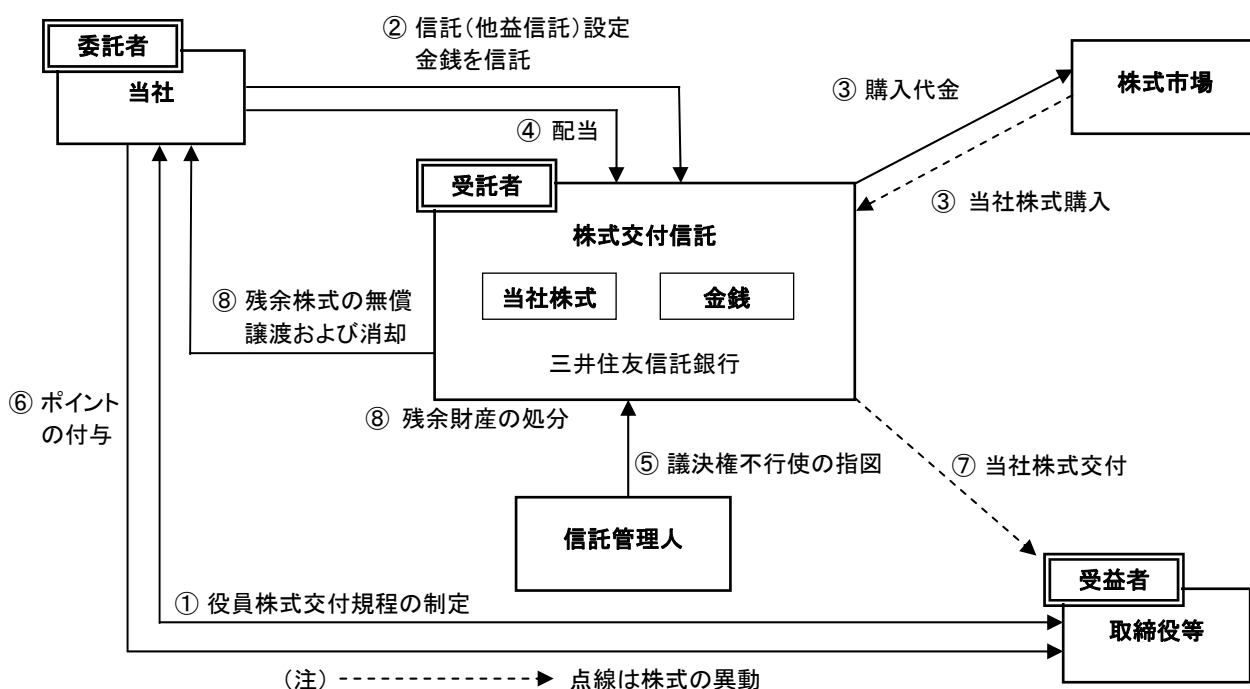
- (1) 取得する株式の種類：当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金額：200,000,000 円  
※上記のうち、取締役に対する報酬相当額（使用人分は含みません。）の上限は 100,000,000 円であり、本信託により取締役に交付される株式の数の上限は 114,416 株とします。
- (3) 株式の取得方法：金融商品取引所の取引市場より取得
- (4) 株式の取得期間：平成 27 年 8 月 7 日から平成 27 年 8 月 20 日

#### (ご参考)

1. 本制度導入に係る取締役会決議日 平成 27 年 4 月 27 日
2. 第 89 期定時株主総会決議日 平成 27 年 6 月 25 日  
＜第 9 号議案－取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬額及び内容決定の件＞

※その他本制度については、次頁＜本制度の仕組みの概要＞ならびに平成 27 年 4 月 27 日付「当社取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得て、取締役会において「役員株式交付規程」を制定します。
- ② 当社は、本株主総会で承認された範囲内で、役員株式交付規程の適用対象となる取締役ならびに執行役員および理事（以下「取締役等」といいます。）を受益者とする「金銭以外の金銭の信託（他益信託）」（以下「本信託」といいます。）を設定し、当社株式の取得に要する金銭を信託します。
- ③ 本信託の受託者は、信託された金銭を原資として、取締役等に将来交付することとなる当社株式を、株式市場等を通じて取得します。
- ④ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われることとなります。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 当社は、取締役等に対し、信託期間中、役員株式交付規程の定めるところにより、将来交付することとなる当社株式を算出するための「ポイント」を付与します。
- ⑦ 役員株式交付規程に定められた要件を充足した取締役等について、所定の受益者確定手続きを行ったうえ、受託者は、その取締役等に対し当社株式を交付します。
- ⑧ 信託期間の満了時に、受益者に分配された後、信託財産内に当社株式または金銭が残存している場合の処理は、役員株式交付規程の定めるところにより、以下のとおりとする予定です。
  - イ) 本制度と同一目的の新たな信託を設定した場合は、当該当社株式等を同一目的の新信託に移転させます。
  - ロ) 前記イ)の処理後、さらに本信託内に当社株式が残存する場合は、当社は当社株式を無償で取得したうえで、取締役会の決議によりその消却を行います。
  - ハ) 前記イ)の処理後、さらに本信託内に金銭が残存する場合は、当社、受託者および信託管理人が協議し定めた当社および当社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄附します。

以上